社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 第1回新たな児童虐待防止システム構築検討 ワーキンググループ

> 加藤曜子(流通科学大学) 提出資料

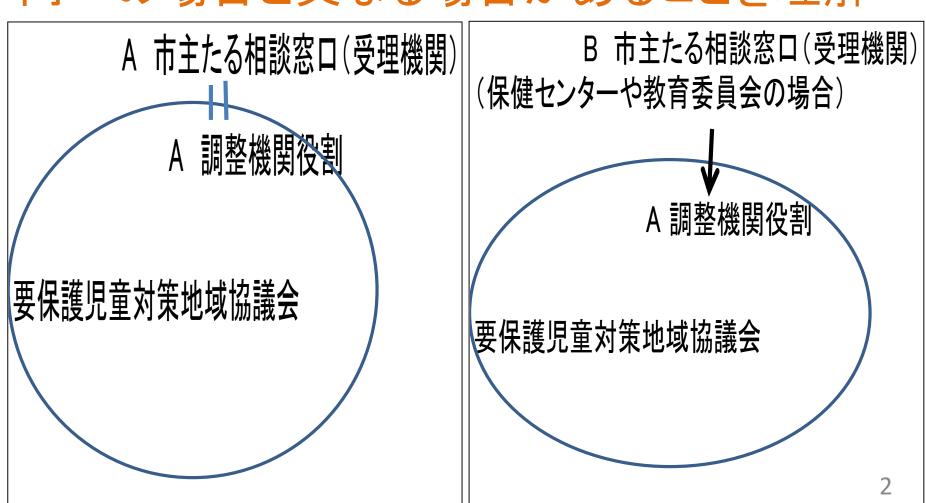
# 1. 9割こどもを担当する市町村要対 協設置の効果

### 市町村要保護児童対策協議会でできたこと

- 情報を共有することで多機関との連携が可能となった。
- 虐待認識が深まりつつある。
- 地域の社会資源の活用ができるようになる。
- 医療機関との連携の必要性も意識されることになった
- 個別ケース検討会議の必要性が認識され、情報共有 やアセスメントが浸透し始めている。
- 専門性や勤務年数が要保護児童対策地域協議会の 活性化に関係することがわかり、在宅支援の質について意識し始めている。

# 2. 市町村相談機関と要保護児童対策地域協議会調整機関との関係

主たる相談窓口(受理機関)と調整機関が同一の場合と異なる場合があることを理解



# 市町村主たる相談窓口(虐待通告窓口)および調整機関における 要対協対象事例の決定過程

### Aの場合

相談窓口が調整機関として要保護児童対策地域協議会の対象事例とするかどうかを決定

### Bの場合

相談窓口が異なる場合には、調整機関へ連絡をしたうえで、対象事例として決定する。

#### 市町村における調整機関と相談機関の機能の明確化

	調整的機能
目的	児童虐待防止支援ネットワーク推進
内容	子どもの安全と支援の応援へむけての 要対協理解の促進と啓発
	日頃からの関係機関との連携のための 連携活動訪問(庁外、庁内への理解)
	代表者会議や実務者会議における機関 連携・個別ケース検討会議開催の調整
	進行管理ケース全体のマネジメント
	実務者会議でのアセスメント・支援評価
	要対協の報告書作成
	連携のための研修実施
	個別支援がより活発化していけるための 社会資源の検討や提言調整
	地域協議会としての運営システムに関 する意見提出
	子育て支援コーディネーターや他の支援 ネットワークの連携



相談機能・ソーシャルワーク

子ども・家庭へ個別の直接的虐待予防支援

当事者ニーズの把握・アセスメント・支援へ

相談を通じての多機関連携と支援ネットワーク形成

個別ケース検討会議での多機関からの フィードバック

家庭訪問などを通じ目標に向けてのケース ワークなどケースマネジメント

当事者理解を深める

|社会資源に結びつける

支援効果から継続的な支援を展開していく

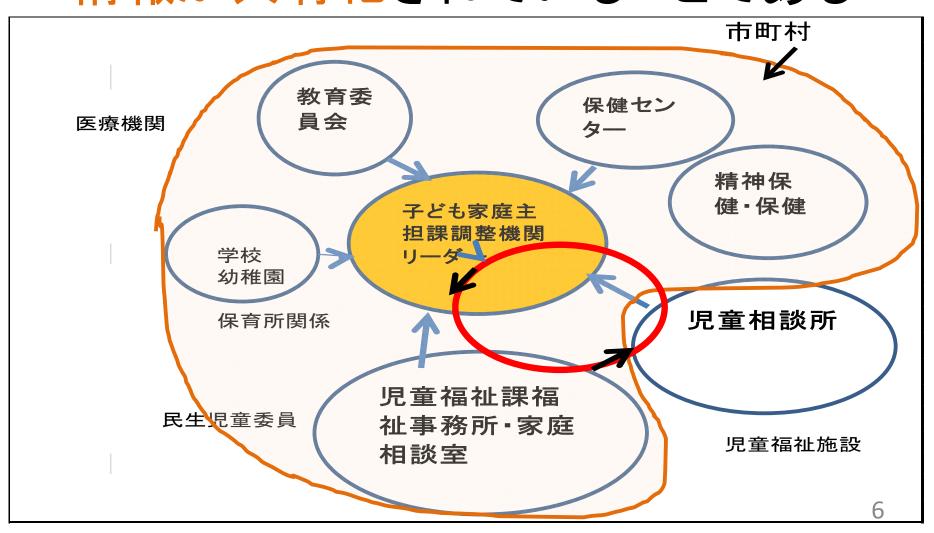
要対協進行管理ケースとしての調整機関との連携

## 市町村主たる相談窓口(虐待通告窓口) に求められる専門性および、調整機関に 求められる専門性

- ・市町村は、児相とは異なる身近な相談機関として、在宅支援における多機関連携の中核となる。家庭に対して介入というよりは支援ベースの継続的な関わりができる。(主たる相談窓口)
- ・市町村は、支援に必要な地域の社会資源を活用・開発することができ、支援ネットワークを効果的に構築し運営することができる。(要対協調整機関)。

児童家庭福祉士配置へ

# 3. 情報共有の重要性 重要な点は必ず児童相談所や市区町村 情報が共有化されていることである



# 共通アセスメントの必要性

- ケースの情報が共有化され、アセスメントを 通じた当事者理解さらに、支援方針が協議されるとともに、支援が実行されていく。
- ・ 個別の支援計画がたてられ、また必要に応じた個別ケース検討会議開催決定
- そのための実務者会議での進行管理
- 児童相談所が主たる機関か、市町村が主たる機関かの協議

# 4. 市町村による児童虐待防止機能の強化の必要性:研修及び合同研修

- 市町村研修の必要性の強調
- 都道府県により、研修体制はかなり異なる。
- よって、国が県に対して研修を実施しているものの、市町村に十分届かないことがある。
- 「国レベルにおいて、直接市町村研修が実施できることが求められる」
- スーパーバイザーが派遣できる体制づくり。
- 多職種合同研修(保健・教育・福祉・医療・司法)
- ・ 都道府県または広域での市町村要対協調整機 関連絡会議等の開催による地域全体の底上げ ができることも重要である。

# 5. 重点的に取り組むべき課題 ①子ども支援...

# 子どもの日常的な所属機関である学校等の職員の役割の重要性認識

- 幼稚園、小中学校の教員が、虐待理解をするとともに、多機関連携の主たる機関としての役割を担うことを自覚することが必要となる。
- 毎日子どもに会い、関わるのは、教員であり、 子どもの困り感を早期に気づくことが重要である。
- そのためには、多機関合同による研修が、市福祉、保健、教育および、児童相談所、医療機関等とともになされることが重要となる。

### ②親支援...

### 養育支援訪問事業等の優先利用

- 利用者支援事業担当と、調整機関との調整が必要となる。
- ・従来から養育支援訪問事業は要支援児童への有効 な支援となっており、困難事例に対応してきており、 養育支援訪問事業は必ず要保護児童対策地域協 議会にて、協議するものとする必要がある。
- 家庭訪問事業である一般家庭支援とは異なる(情報 共有は要保護児童対策地域協議会でのみ可能)
- 対象は乳幼児のみならず学齢児の家庭に適応。
- その他、ショートステイ事業等についても、同様の調整・協議が必要である。

## ③虐待の連鎖を防止するために...

### 10代の妊産婦の状況把握と貧困連鎖を防ぐ

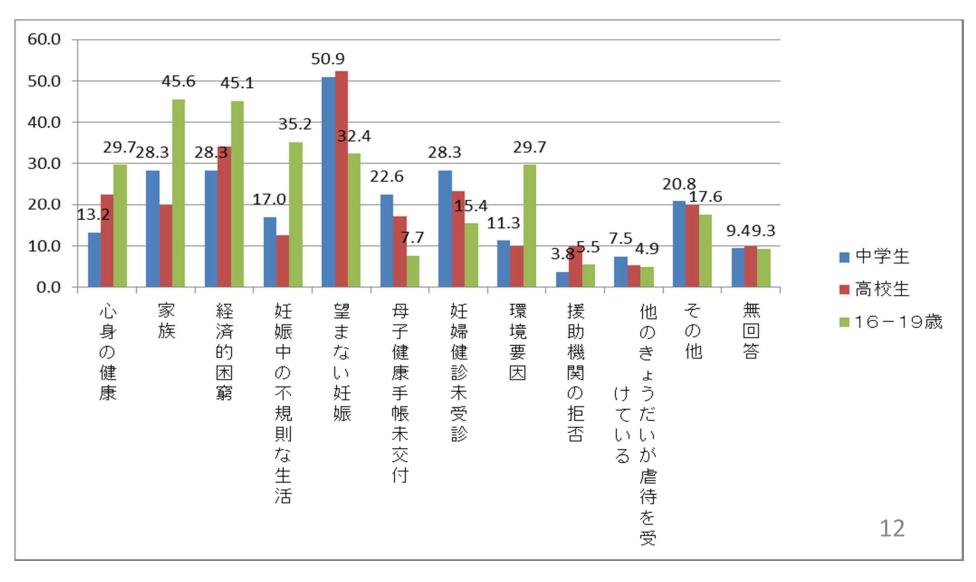
中学生・高校生・無所属の16-19歳妊産婦が抱える問題として貧困問題が大きい。

#### <必要なこと>

- 1. 10代の妊娠・出産後の安心安定した生活 を送れるように医療や出産費用を保障すること 産後母子の休養施設(親育ちを兼ねる)設置
- 2. 優先的な保育所入所
- 3. 学業復帰や、学校継続の便宜を図る
- 4. 親教育や支援を含めた一対一で丁寧にかかわれる人
- 5. 具体的サービスの推進
- ・早期に要支援児童として把握・支援することにより予防できる。

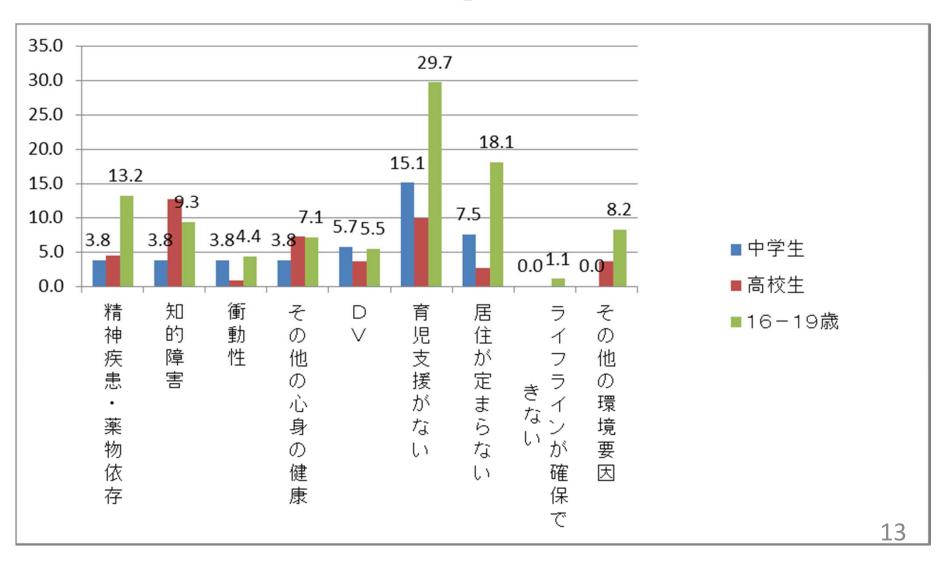
### 10代の妊産婦の状況1

(平成25~27年科研調査「多機関間連携における虐待防止ネットワークー若年親・青少年への支援分析」全国市区悉皆調査結果 N=227)



# 10代の妊産婦の状況2

平成25~27年科研調査「多機関間連携における虐待防止ネットワークー 若年親・青少年への支援分析」全国悉皆市区調査 N=227



### 6. 日本モデルへ向けて・社会資源構築へ

- 予防教育 妊娠出産に至るまでの医療機関との連携、児童相談 所や市の連携の重要性が明らかになってきた。親が子を受け入れるには親が自分が受け入れてもらえる体験が重要
- 妊娠期からO歳時への支援(4割がO歳死亡 どう支援できるか)
  重要な家庭訪問・保育所入所優先、寄り添い型のかかわり
  親への支援や気づき、家事サービス、ショートステイ効果
- 乳幼児期から学齢児へのつなぎ確実にする。
- ・ 学校との連携やネグレクト問題をどう解決していけるかという課題 及び、愛着障害、発達障害への理解)、 10代の親への学校継続の保障。保育所入所優先。経済支援・就労支援
- 子どもからの発信、子どものエンパワメントの保障
- 学齢期以後の青少年への展望 15才以上の 子どもたちへの居場所づくり・ドロップインセンター・児童館発展
- 要対協の発展のための工夫・取り組みの検討

### 今後の取り組み 1

- 日本の良さは何かを明らかにする。 市町村児童家庭相談を専門職化し、安定した地域での支援 を提供する。またチームで取り組めるようにする。
- 要保護児童対策地域協議会の取り組みで地域での多機関間連携を強める。医療機関・福祉施設からの入退所事例への支援充実。個人事例が支援計画にそって支援進行管理会議ができるような体制及びその評価
- 死亡事例検証から認知されていない虐待事例分析(何故気づけなかったか)虐待による心中事件の理解促進のための研修
- レベルごとの研修体制を提供する。取得単位で虐待対応資格認定 をとるようにする。
- こども虐待防止のための民間団体の拠点事業・交流会と報告会推進
- 〇 全国市町村要対協 ブロック単位の活動交流会大会実施・専門性検討

# 今後の取り組み 2 子ども支援 子どもへの教育・具体的支援策提案

- 子どもへの児童虐待防止教育
  学校・園での子どもの権利教育をとおして、権利侵害である子ども虐待から自分の権利を守るという意識を育む。子ども自身がみずからSOSを出せるようにする。
  民間団体が実施している訪問型啓発教育促進事業の拡大
- ネグレクト家庭の子どもへの家庭訪問支援の創設 ネグレクト家庭の子どもへの影響を最小限にくいとめ、 子ども自身の力を育むため、家庭訪問支援により子 どもとともに日常的な生活を改善し、将来の生活の質 の向上を図る。学齢児も含む。海外においても効果を あげている。